府　令

○内閣府令第七十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則） **第八十五条**　その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあっては、第一号から第九号の二まで及び第十三号に掲げるものに限る。 ［一～九　略］ 九の二　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十一条第一号の規定により当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該信託財産である宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該信託財産である宅地又は建物の所在地 ［十～十三　略］ ［２・３　略］	（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則） **第八十五条**　その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあっては、第一号から第九号まで及び第十三号に掲げるものに限る。 ［一～九　同上］ ［号を加える。］ ［十～十三　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和二年十二月二十一日から施行する。

省　令

○総務省令第百九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

総務大臣　武田　良太

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項） **第五十一条の七**　法第百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令で定める法第百二条の十七第二項第一号から第三号までに掲げる業務（以下この条において「照会相談業務等」という。）の実施に関する事項は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	（業務規程の記載事項） **第五十一条の七**　法第百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令で定める法第百二条の十七第二項第一号及び第二号に掲げる業務（以下この条において「照会相談業務等」という。）の実施に関する事項は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（準備行為）

2　電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十三号）による改正後の電波法（以下この項において「新法」という。）第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項前段の規定による認可を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、照会相談業務等（この省令による改正後の電波法施行規則第五十一条の七に規定する照会相談業務等をいう。）の実施に関する事項について業務規程を定めることができる。

○文部科学省令第四十一号

ユネスコ活動に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百十二号）第八条第六項の規定に基づき、日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

文部科学大臣　萩生田光一